

監監第 773 号  
令和7年12月9日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰一
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月31日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

#### 1 財産の管理について

本件請求において請求人は、中田中央公園の指定管理者が「特に横浜市に融通してもらった買収済用地」で「さつまいも掘り体験」を実施することは利用目的に反し、財産の管理を怠っている旨を主張しているものと解されます。

しかし、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められないことは、令和7年7月18日監監第414号、令和7年9月5日監監第516号ほかで通知したとおりです。

したがって、本件請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

#### 2 指定管理料の支出について

本件請求において請求人は、「特に横浜市に融通してもらった買収済用地」で実施された令和6年度の「さつまいも掘り体験」「に関する費用は指定管理料に含まれていたと推認できる」旨を繰り返し述べています。

しかし、請求人の主張は、これまで、令和7年6月11日監監第268号ほかで通知している（裏面あり）

るとおり、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

そもそも、令和7年3月31日に受け付け、同年5月29日に結果を通知した住民監査請求の監査において確認したとおり、『指定管理業務はその性質上、勤務時間を指定するものではなく、横浜市が提示する業務を遂行できるか否かを確認するものである』ため、指定管理業務以外の行為（「さつまいも掘り体験」を含む特定の行為）を実施していることをもって「指定管理料のなかから当該指定管理者に費消されてしまった」という考え方は、指定管理料の支出という財務会計上の行為となじまないものです。請求人は、「さつまいも掘り体験」が自主事業であるか否かについて多数主張していますが、当該事業が自主事業であるか否かは、上記のとおり、指定管理料の支出とは関係がありません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人が、過去に監査委員の合議により却下された住民監査請求と同様の事案について、同じ主張による請求を繰り返すことは、監査事務に多大な負担を与える行為となり、制度の濫用とみなされかねず、行政運営に著しい支障を及ぼす可能性があります。

また、本件請求において、請求人は、全58ページの請求書のうち、40ページにわたり「1請求の要旨」として(1)から(92)の項番を付して述べているところ、(3)以降の奇数番号の文章は、約8行にわたるほぼ同じ文章を45回繰り返し記載しています。請求の要旨は、趣旨・理由を整理し、簡潔な記載をするものです。請求書において同一の文章を過度に繰り返すことや、過去の出来事や性的表現を含む著作物等に関する感想など請求理由と無関係な記載、横浜市職員や指定管理者作業員の業務・個人の容姿・人格等に対する差別的・侮蔑的な記載を含めることは、制度の趣旨に反するものです。

住民監査請求制度は、市の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、市民が監査委員に対し、その監査と損害の補填等の措置を請求する制度であって、指定管理者及び所管部署とのトラブルの解決を目的とするものではありません。請求人は、憶測に基づく個人を貶めるような表現を用いて監査委員や却下通知に対する主観的な評価・主張を繰り返していますが、監査委員の決定に不服がある場合には、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実について、通知があった日から30日以内に住民訴訟を提起することができることを申し添えます。